
3-5※ 中東(GCC)

中東のハラール基準の概要

- GCC加盟国およびイエメンにおいて、ハラール基準を含む共通基準制定を行う組織として Standardization Organization of GCC (GSO)が存在する。これに対し、UAEではGSOを基準としながらも、独自の制度を確立している。

Standardization Organization of GCC (GSO)

- Standardization Organization of GCC (GSO)
 - Gulf Cooperation Council (GCC) 加盟6カ国 (サウジアラビア、クウェート、バーレーン、カタール、アラブ首長国連邦 (UAE)、オマーン) 及びイエメンにおける**共通基準制定を行う組織**。
 - GSOのハラール基準については、メッカに本部がある**世界イスラム連盟** (MWL : Muslim World League) とイス タンブールに本部がある**イスラム諸国規格研究所** (SMIIC: The Standards & Metrology Institute for Islamic Countries) の指導に基づき、制度や規格を定めている。
 - 各国において、GSOが制定した**ハラール共通基準の使用を奨励**している。
- その他ハラールに関する機関
 - GCC Accreditation Centre (GAC) : 世界における**ハラール認証機関の認可を行う組織**。GCC本部に設置され、GSOから独立した組織となっている。

ハラールに関する主な基準

1. **GSO 993:2015** “Animal Slaughtering Requirements According to Islamic law” (イスラム法に 基づく動物のと畜に関する要求事項)
2. **GSO 2055-1:2015** “Halal Food – Part 1 - General Requirement” (ハラール食品ー第 1 部・一般要 求事項)
3. **GSO 2055-2:2017** “Halal Products – Part 2 - General Requirement For Halal Certification Bodies” (ハラール製品ー第 2 部・ハラール認証機関に関する要求事項) ※
4. **GSO 2055-3:2015** “Halal Food - Part 3 - Requirements for Halal Accreditation Body Accrediting Halal Certification” (ハラール食品ー第 3 部・ハラール認証機関 の認可、組織に対する要求事項)

※GSO は、ハラール基準を含む「**GCC 輸入食品規制ガイドライン**」を2015年6月1日適用開始としたが、使用に際し問題が多いとして適用を一時中断している。ハラール関連についての記述は、これまでのハラールの概念に共通するものにとどまっており、大きな変化はない様子。

(出所) 水産物・水産加工品輸出拡大協議会「平成29年度 中東ハラール制度実態調査報告書」(2018年5月)

中東の食肉輸入制度の概要

- 本事業の調査対象国への食肉製品(主に牛肉)を輸出するにあたり、食肉衛生証明書や輸出検疫を受けることが求められている。また、と畜や食肉加工を扱うにあたり、輸出先国が指定した方法等処理ができると認められた施設で行う必要がある。
- 主な条件は下記のとおり。

	日本から食肉を輸出するにあたり求められる条件や手続き
UAE	■ 日本から牛肉を輸出する場合は、食肉衛生証明書と輸出検疫証明書の発給を受ける必要がある。 ■ 食肉衛生証明書は、証明しようとする牛肉が、認定と畜場などで適切に処理され、対UAE輸出が可能なものであることと、ハラールと畜証明書発行機関による証明がなされたものであることを確認するもので、当該牛肉処理を行った認定と畜場などを管轄する食肉衛生検査所等に発行を申請する。 ■ 輸出検疫証明書は、輸出品について家畜の伝染性疾病を広げる恐れのないことを動物検疫所が証明するもので、輸出港を管轄する動物検疫所に輸出検査申請書を提出して検査を受ける。 ■ その他、福島県産品の水産物、野生鳥獣肉については放射性物質検査結果報告書(英文)の提出が必要。
サウジアラビア	■ サウジアラビアについては、2020年6月に当局との間の日本産牛肉の輸出条件及び輸出検疫証明書様式の合意が行われた段階にある。よって、2020年7月5日現在、まだ認可に至った食肉加工施設はない。 ■ 食肉加工施設の認可後、輸出を行うに当たっては輸出検疫証明書とハラール証明書の提出が必要。
カタール	■ カタール向け牛肉輸出を行おうとする場合、UAEにより認定されたハラールと畜証明書発行機関による認証を受けた上で、食肉衛生証明書と輸出検疫証明書の発給を受ける必要がある。
バーレーン	■ バーレーン向け牛肉輸出を行おうとする場合、UAEにより認定されたハラールと畜証明書発行機関による認証を受けた上で、食肉衛生証明書と輸出検疫証明書の発給を受ける必要がある。

(出所)農林水産省

3—5.UAE

ハラール法規制及び基準

UAEにおけるハラール法規制

- UAEのハラール法規制の中核を成すのは2014年制定の「ハラール製品管理のための首長国制度」であり、管轄官庁であるEMSA(連邦基準化計測庁)の規則が細則を規定している。
 - 同制度はハラール製品のサプライチェーン全体を対象とし、ハラール認証プロセスの役割分担を3つの組織に振り分けている。
- 実際のハラールに関する監査や審査はEIAC(Emirates International Accreditation Centre)が担っている。

Emirati system for the control of Halal products – The Council of Ministers Resolution (No.10) for the year 2014

- 2014年1月採択。
- 全てのハラール製品を対象として、「農場からフォークまで(from farm to fork)」の理念のもと、ハラールのコンプライアンスの対象を製造工程を含めたサプライチェーン全体に拡大。
- ハラール製品管理の所管をそれまでの連邦気候変動環境省(MOCCE: Ministry of Climate Change and Environment)から連邦基準化計測庁(ESMA: Emirates Authority for Standardization and Metrology)に移管。
- ハラール認証プロセスの役割分担を、基準策定者である ESMA とハラール認可機関(Halal Accreditation Body)、ハラール認証団体(HCB: Halal Certification Body)の 3 組織に分割。

詳細要件を規定

ESMA, Board Resolution No. (34) for the year 2014 on General regulations of the organizational procedures for National Mark of Halal

- 2014年11月採択。
- 製品に付けるマーケティングツールかつ情報提供ツールとしてのハラールマークの使用に関する一般規則について規定。

ESMA, Chairman of the Board's Decision No. 37 for the year 2014 on the adoption of the list of registered abattoirs

- 2014年7月採択。
- と畜場の登録手続きを規定。

ハラル認証法規制及び基準

UAEにおけるハラル基準

- UAEは、2015年4月にハラル食品に関する一般要件として、それまでのGSO基準に替わる独自の基準を導入したが、同年11月にGSO基準としても採択された。

UAE.S. 2055-1:2015 ハラル食品-Part1:一般要件	■ 2015年4月公表 ■ GSO 1931/2009 に替わるUAE 独自の技術規則 ■ ハラル食品に関する一般要件
--	---



UAE.S GSO 2055-1: 2015	■ 2015年11月5日にGSOの理事会でGSO規格としても採択
-------------------------------	--

その他ハラルに関する基準制定



UAEのハラル基準	
UAE.S 2055 2:2016: ハラル製品 Part2	■ ハラル認証団体に関する一般要件
UAE.S 2055 3: 2016: ハラル製品 Part3	■ ハラル認証団体を認可する認可機関に関する一般要件
UAE.S 2055-4:2014: ハラル製品 Part4	■ 化粧品及びパーソナルケア製品に関する要件
UAE.S 993:2015	■ と畜場のイスラーム法適合要件
UAE.S GSO 713: 1997	■ 家禽加工処理場とその人員の衛生規則
UAE.S GSO 21: 1984	■ 食品工場とその人員の衛生規則
UAE.S GSO 9: 2017	■ 包装食品のラベル表示
UAE.S GSO 2468: 2015	■ ハラル食品の物流管理システム要件
UAE.S GSO 2469: 2015	■ ハラル食品の倉庫、在庫管理関連要件
UAE.S GSO 2470: 2015	■ ハラル食品の小売管理システム要件

ハラール規制・認可機関及び認証団体

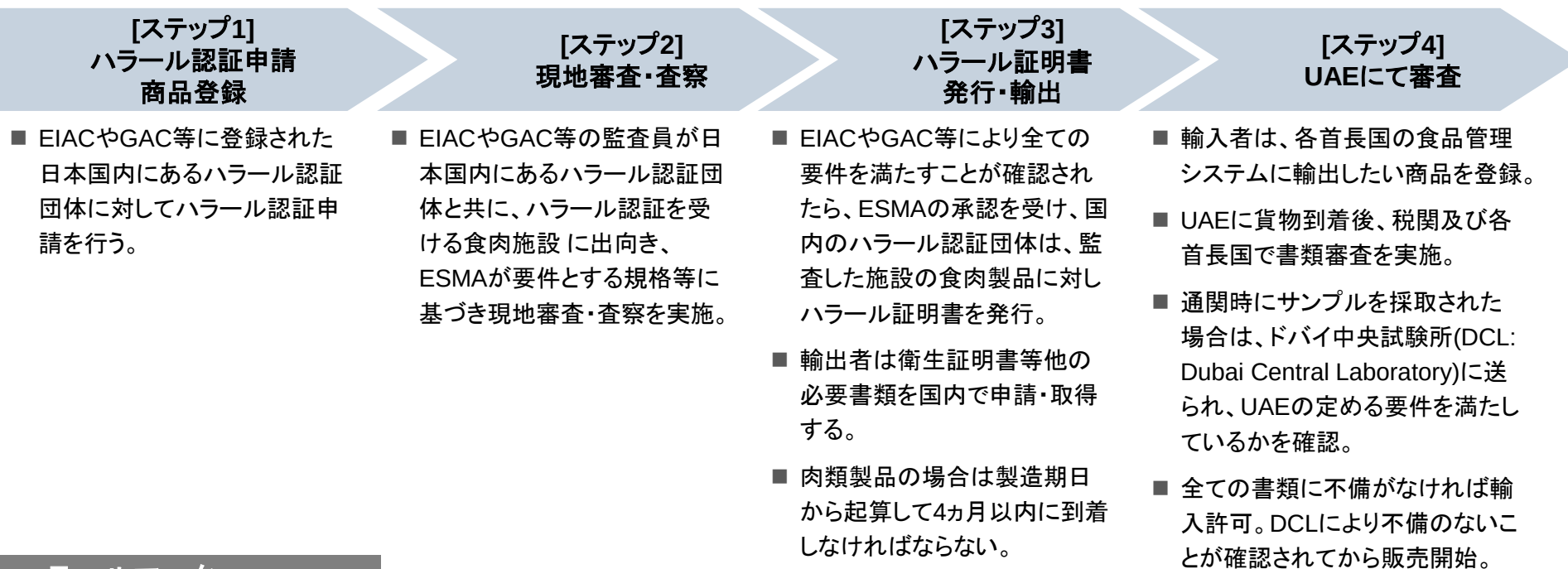
UAEにおけるハラール規制・認可機関及び認証団体

ハラール規制機関	ESMA	■ ハラール製品に関する技術規則、基準、決定等の要件を整備する。 ■ 認可機関や認証団体、認定と畜場のデータを一括で管理し、ESMA のウェブサイト上で公表する。
	ドバイ市庁食品安全局 (Dubai Municipality Food Safety Department)	■ ドバイでの食品の輸入手続きおよび管理の窓口であり、輸入食品のハラール要件の順守を監視する。 ■ ドバイでは、輸入食品の登録制度であるFIRS Food Import Re Export System)システムを通じて食品の輸入を管理しており、食品の輸入者は、ドバイ市庁のウェブサイトを通じて食品を FIRS に登録した上で輸入手続きを進めることになる。 ■ 2018年2月からUAEの各首長国で共通運用する連邦気候変動環境省のポータルサイトであるZad システムの運用が開始された。当面はFIRSシステムと併用される予定であるが、将来的にはZad システムに一元化される模様。https://zad.gov.ae/Account/Login?ReturnUrl=%2F
	各首長国の食品輸入管理担当部門	■ ドバイ同様、各首長国は ESMA の定める規格や要件順守を含め食品の輸入を監視する立場にある。サンプル検査も同様に各首長国で行う。
ハラール認可機関	Halal Accreditation Bodies (HAB)	■ ESMA の指示に基づいて、ハラール食品の輸入時に必要なハラール証明書を発行できる認証団体(HCB)を審査して認可する。ESMAは、このハラール認可機関として連邦国際認可センター(EIAC)や湾岸協力会議認可センター(GAC)等、15の団体を認めている(日本の団体は含まれていない)。 ■ ESMA 規格「UAE.S 2055 2:2016: ハラール製品 Part2ハラール認証団体に関する一般要件」に加え、ISO/IEC 17020、ISO/IEC 17021、ISO/IEC 17024、ISO/IEC 17025、ISO/IEC 17065 等の国際標準に基づいてハラール認証団体の認証審査を実施する。
ハラール認証団体	Halal Certification Body (HCB)	■ 認可機関の審査を経て ESMA からハラール食品の輸入に必要なハラール証明書の発行を認められた UAE 公認の認証団体。ハラール認証申請受理の後、ESMA が定める各種要件に照らし合わせてと畜場や食品工場等のハラール審査・査察を実施した上で、ハラール証明書を発行する。 ■ 日本では下記4団体が認証されている(2020年10月現在)。 - Emirates Halal Center for Standards & Quality Certificate Corporation - NPO Japan Halal Association - Japan Islamic Trust - Prime Certification and Inspection Company Ltd.

(出所) ジェトロ(2018)『ハラール調査～農林水産物・食品の輸出と海外のハラール産業政策動向～』及びESMAウェブサイトより作成。

ハラール認証及び輸出手続き(概要)

UAEに肉及び肉製品を輸出する際のハラール認証および輸出手続き



ハラールマーク



- 2015年にESMAによって公式発表されたハラール認証マークで、食品や飲料等がハラールであることを証明するもの。
- ハラール食品のマーケティングツールとしての役割を担うことを目的として作られたもので、マークを取得した食品の国際的な信頼性、価値を高めるために寄与することが期待されている。
- マークを使用するには、ハラール認証団体からハラール証明書を取得しただけでは不十分で、別途、事業者はESMAにハラールマーク利用のための申請と登録が必要となる。
- UAEに食肉や肉由来の成分を使用した加工食品を輸入する場合、ハラール証明書の取得は必要となるものの、ハラールマークの取得および食品への貼付は義務ではない。

ハラール認証及び輸出手続き(肉及び肉製品 1/5)

UAEに肉及び肉製品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- UAE向け輸出が可能な牛肉: UAE向け輸出牛肉は、とさつ、解体の過程で、せき髄、頭蓋、脳、目、三叉神経節、背根神経節、扁桃、腸及びせき柱が除去されていること。
- 鶏肉、鶏卵については輸出解禁に向けて日・UAE二国間で協議中のため基本的には輸出不可。また、豚肉については二国間条件はないが、個別に要求される相手国の受入条件を満たす必要がある(ただしドバイ首長国のみ)。
- 日本からUAEに牛肉を輸出する場合は、食肉衛生証明書と輸出検疫証明書の発給を受ける必要がある。
- 食肉衛生証明書は、証明しようとする牛肉が、認定と畜場などで適切に処理され、対UAE輸出が可能なものであることと、ハラールと畜証明書発行機関による証明がなされたものであることを確認するもので、当該牛肉処理を行った認定と畜場などを管轄する食肉衛生検査所等に発行を申請する。
- 輸出検疫証明書は、輸出品について家畜の伝染性疾病を広げる恐れのないことを動物検疫所が証明するもので、輸出港を管轄する動物検疫所に輸出検査申請書を提出して検査を受ける。(輸出検疫証明書
http://www.maff.go.jp/aqs/hou/pdf/ae_ex_beef_cert.pdf)
- と畜業者は、気候変動・環境省(MOCCAE)への登録が別途必要である。

【食肉衛生証明書】

Official Inspection Certificate For Export of Beef Products From JAPAN To United Arab Emirates		
Date: / / (year/month/day)		
No.:		
I. Identification of the products		
(Number of packages)	(Net weight of consignment)	(Identification number of cattle)
(Consignor)	(Consignor Address)	
(Consignee)	(Destination)	
Date of slaughter: (とさつ年月日)		
Slaughtering Establishment (Name & Address) : (と畜場の名称及び住所)		
I hereby certify that		
1 Cattle mentioned above passed ante-mortem and post-mortem veterinary inspection at the time of slaughter in the slaughtering establishment mentioned above which was licensed under Japanese Abattoir Law and that the products derived from the cattle mentioned above are fit for human consumption.		
2 The product mentioned above have been handled in a sanitary manner and are in compliance with the notice of Ministry of Health Labour and Welfare, Japan.		
Signature: (Printing Name:) (食肉衛生検査官名 (英語表記))		
Official Authority : (食肉衛生検査所名 (英語表記))		
欄外追記		

(出所) 農林水産省「(参考)日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧」、「偶蹄類の畜産物の輸出」、「平成27年度輸出戦略実行事業 牛肉部会における調査報告書【J.牛肉輸出におけるハラール以外の規制等の調査】」、及び「アラブ首長国連邦向け輸出牛肉の取扱要綱」(最終改正日: 令和2年5月 11 日)等より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(肉及び肉製品 2/5)

UAEに肉及び肉製品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

■ その他の関連規制

動物医薬品	■ UAEでは、食品中に残留する動物医薬品の最大残留許容量にコーデックス規格を採用し、ESMAの発行する規格「UAE.S CAC/MRL 2: 2013食品中の動物用医薬品の最大残留許容量(Maximum Residue Limits for Veterinary Drugs in Food)」として定められている。 ■ 牛肉については、クロルテトラサイクリン(抗生物質)などが対象となっている。
重金属および汚染物質	■ 肉は重金属規制等の対象となる。UAEでは、汚染物質と毒素に関する基準として、コーデックス規格を採用し、「UAE.S CAC 193 :2013食品と飼料に含まれる汚染物質と毒素に関する一般基準(General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed)」としてESMAがこれを公表。また、カドミウムや鉛などの最大許容量に関しては、GCCの標準化機構であるGSOの規格で定められている。 ■ 牛肉については、鉛(肉および食用内臓)などについて最大許容量(0.1 ppm)が定められている。 ■ アフラトキシンについては、「UAE.S GSO 841 :1997食品と飼料へのマイコトキシンの最大許容量 - アフラトキシン(Maximum Limits Of Mycotoxins Permitted In Foods And Animal Feeds – Aflatoxins)」により食品への最大許容量は、20µg/kg(一部の食品に例外あり)となる。
食品添加物	■ UAEで可以使用できる食品添加物は、コーデックス規格を採用した2013年の「UAE.S CAC 192 : 2013食品添加物の一般基準(General Standard for Food Additives)」のほか、添加物に関しては、「UAE.S 192 : 2016食品への使用が許可される添加物(Additives Permitted for Use in Foodstuffs)」や「UAE.S GSO 707 :1997食品への使用が許可される香料(Flavourings Permitted for Use in Foodstuffs)」等によって規定されている。牛肉については、鉛(肉および食用内臓)などについて最大許容量(0.1 ppm)が定められている。 ■ ドバイ首長国の場合、ドバイ市政庁食品安全局(旧食品管理局)による禁止食品添加物と特定品目にのみ許可される着色料のリストがあり、この要件も合わせて適用となる。添加物としての使用禁止物質には次「」頁の表の添加物が含まれる。添加物としてアルコールの使用は認められていない。

(出所) ジェトロ「UAEの食品関連の規制」より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(肉及び肉製品 3/5)

UAEに肉及び肉製品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

■ その他の関連規制

食品包装(食品容器の品質または基準)	■ UAEでは、牛肉を包む食品用の容器・包装に関する規制は、主に「UAE.S GSO 839 :1997食品包装 - パート1: 一般的要件 (Food Packages - Part 1: General Requirements)」および、「UAE.S GSO 1863 :2013食品包装 - パート2: プラスチック包装の一般的要件 (Food packages - Part 2: Plastic package - General -requirements)」によって定められてる。その他、次の規格も適用。 ■ 「UAE.S 5009 :2009酸化型生分解性プラスチック袋とその他の使い捨てプラスチックの規格と仕様 (Standard & Specification For Oxo-Biodegradation Of Plastic Bags And Other Disposable Plastic Objects)」 ■ 「UAE.S GSO 1194 :2002食品パッケージに適用されるポリエチレンバッグの検査方法 (Methods Of Testing Polyethylene Bags For Food Packaging Applications)」 ■ 酸化型生分解性プラスチックの食品包装については、連邦気候変動環境省(MOCCAE)の省令により2014年1月1日からその利用が義務付けられている。さらにESMAの首長国適合性認証システム(ECAS)への登録と適合性認証が必要になる。
ラベル表示	■ GSO規格である「UAE.S GSO 9 :2013包装食品のラベル表示 (Labeling of prepackaged food stuffs)」の要件に従う必要がある。また、各首長国の食品安全局や食品管理庁も食品のラベル表示に関する指針などを定めている。ドバイ首長国では、輸入前にラベルの承認を受ける必要があり、ラベルに表示しなければならない内容は次頁のとおり。食品添加物の表示は、認可物質名または国際番号とその機能の表記が必要。 ■ このほか、栄養成分表示の要件や栄養と健康強調表示の要件に関するGSO規格がある。また食品の消費期限の詳細については、「UAE GSO 150 -1:2013食品の消費期限パートI: 消費期限の義務 (Expiration dates for food products - Part 1 : Mandatory expiration dates)」および「UAE.S GSO 150 -2:2013食品の消費期限パートII: 任意の消費期限 (Expiration dates for food products - Part 2 : Voluntary expiration dates)」で規定されている。

(出所) ジェトロ「UAEの食品関連の規制」より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(肉及び肉製品 4/5)

UAEに肉及び肉製品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

■ その他の関連規制

【UAEにおける使用禁止食品添加物】

Banned Food Additives in UAE

E. Number	Name
E104	Quinoline Yellow (yellow no.1)
E105	Fast Yellow A B
E107	Yellow 2 G (Food Yellow 5)
E123	Amaranth (C.I. 16185. FD and C Red 2)
E124	Ponceau 4 R (Red 2) (CI. 16255)
E127	Erythrosine (FD & C Red 3) (C.I.45430) (مسموح فقط في الكرز)
E131	Patent Blue V (C.I. 42051)
E142	Green S (Acid Brilliant Green, Food Green S, Lissamine Green, C. 44090)
E924	Potassium Bromate (Bread products)
E952	Cyclamate: An artificial intense sweetener with known links to testicular atrophy in rats and monkeys. These links led to cyclamate being banned in the United Kingdom, but European Union legislation allowed cyclamate back into our food and drink.
E1510	Ethanol (alcohol)

(出所) Food Control Department of Dubai Municipality, "Import and Re-export Requirements for Foodstuff"

【ドバイ首長国における食品ラベル表示規制】

- **Brand Name** is a requirement
- **Product Name** (a summarized description of the food product).
- **The food ingredients** (arranged in a descending order according to the weight or volume).
- **Production & expiration** dates of all products (except those which are exempted from displaying the validity or expiration dates).
- **Name of the food manufacturer, packer, distributor or importer.**
- **Net weight or volume.**
- **Country of Origin** should be declared clearly and should be specific for example EU is not a country of origin. The exact country should specified
- **Product's barcode.**
- **Lot number**
- Language of the label shall be **in Arabic**. Approved stickers could be used to translate the food labels in Arabic Language.
- **Storage conditions** (if the validity of the product depends on such conditions).
- Mentioning the ingredients which may cause **hypersensitivity**
- **Instructions** for using the product (if needed)
- Displaying the **nutritional information** is optional (catering only)

(出所) Food Control Department of Dubai Municipality, "Food Items Registration and Label Assessment in the FIRS"

ハラル認証及び輸出手続き(肉及び肉製品 5/5)

UAEに肉及び肉製品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

■ UAE/GCCにおけるラベル表示規制

- GCCにおける包装済み食品の表示はGSO 9(UAEではUAE.S GSO 9):2013規格(Labeling of prepackaged food stuffs)により定められている。

GSO 9(UAEではUAE.S GSO 9):2013規格の主な内容

- 全ての輸入食品では包装の一部または添付ラベルに情報をアラビア語で記載しなければならない。他言語を用いる場合はアラビア語の併記が必要である。
- 単一材料の食品を除き、全ての材料を食品製造時に使用された重量の多い順にリストで明示する。
- 容器を覆う包装紙には必要な情報を記載しなければならず、容器上の表示の場合は包装紙越しに容易に判読可能なように包装紙が不透明であってはならない。
 - 日付は、賞味期限が3ヶ月未満の食品では日一月一年、3ヶ月超の食品では月一年で記載しなければならない。賞味期限を日付で表示する場合は、日付の前に「賞味期限」などの語句、他の場合には「賞味期限：～末まで」などの語句を記載しなければならない。等

食品表示の留意事項

※赤文字はアラビア語表示が必須

① 基本的表示事項(連邦法、首長国規則):

- 表示が必要なもの
 - － ブランド名、**商品名**、**原材料**、製造日、消費期限、製造業者、正味重量、**原産国**、製品バーコード、製品ロット番号、
- 必要に応じて記載するもの
 - － **保存方法**、アレルギー成分、**使用方法**、**栄養表示**

② **栄養表示**(首長国規則):

- 離乳食、処方食で表示が必須

③ アレルゲン表示(首長国規則):

- ミルク類、卵、魚、甲殻類、ナッツ、ピーナッツ、小麦、大豆を含む場合、その旨表示する。

ハラール認証及び輸出手続き(その他加工食品 1/2)

UAEにその他の加工食品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- 食肉及び肉製品以外に関しては、ハラール認証は必ずしも必要ではない。
- 食肉及び肉製品と同様、UAE に貨物が到着した後、税関および各首長国(ドバイ市庁など)で書類審査が実施される。なお、輸入時点で食品は消費期限の半分が残されていなければならない。その後、貨物のサンプルをドバイ中央試験所(DCL Dubai Central Laboratory)に送り、ESMA の定める要件を満たしているかをチェックする。全ての書類に不備がなければ輸入が許可される。DCL の報告書が発行され、全てに不備がないことが確認されてから輸入者は販売を開始できる。
- その他、関連規制は以下のとおり。

残留農薬

- UAEではコーデックス規格を採用し、ESMAの発行する規格「UAE.S CAC/MRL 1 :2013農産物および食品中の農薬の最大残留許容量 (Maximum Residue Limits (MRLs) for Pesticides in agricultural and food products)」で、食品の残留農薬の最大残留許容量について規定している。
- 調味料のうちトマトケチャップおよびトマトペーストについては農薬の一つであるカルバリルなどのMRLが定められている。

重金属および汚染物質

- 一部の菓子や調味料、清涼飲料水は重金属規制等の対象となる。UAEでは、汚染物質と毒素に関する基準として、コーデックス規格を採用し、「UAE.S CAC 193 :2013食品と飼料に含まれる汚染物質と毒素に関する一般基準 (General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed)」としてESMAがこれを公表している。
- また、「UAE.S GSO 841 :1997食品と飼料へのマイコトキシンの最大許容量 - アフラトキシン (Maximum Limits Of Mycotoxins Permitted In Foods And Animal Feeds – Aflatoxins)」により、食品へのアフラトキシンの最大許容量は、20µg/kg (PPB) (一部の食品に例外あり)となる。
- ナッツ類、麦類、調味料に係る重金属最大許容量は以下のとおり。また、清涼飲料水に係る規格として、エナジードリンク、ノンアルコール炭酸飲料や人工フレーバー飲料といった種類別に、GCCの標準化機構であるGSOの規格があり、これらの中で重金属の最大許容量が規定されている場合がある。

重金属	ナッツ類	麦類
アフラトキシン Total	種類により10～15ppm	-
オクラトキシンA	-	生小麦、大麦、ライムギ5ppb

重金属	植物油	食塩
ヒ素	0.1ppm	0.5ppm
カドミウム	-	0.5ppm
鉛	0.1ppm	2.0ppm
水銀	-	0.1ppm

ハラール認証及び輸出手続き(その他加工食品 2/2)

UAEにその他の加工食品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

食品添加物	■ 肉及び肉製品と同様。 ■ 砂糖菓子や菓子のコーティングには、着色料としてアルミニウム、銀、金の使用が認められており、最大許容量は、適正製造規範(GMP)に基づくとされている。
食品包装(食品容器の品質または基準)	■ 肉及び肉製品と同様。
ラベル表示	■ 肉及び肉製品と同様。
食品安全法	■ 2016年1月、連邦食品安全法(Federal Law No. 10 of 2015 on Food Safety)を導入。 ■ 気候変動環境省の承認のない食品の輸入禁止、承認なしに豚・アルコール及びそれらの副生物を含む食品を扱う者に対しては1カ月の懲役あるいは50万AED以上の罰金を科すこと、虚偽の食品表示や不正確なラベル表示を行った者に対しては1万～10万AEDの罰金を科すこと等を規定。
エナジードリンク規格	■ 清涼飲料水のうち、エナジードリンクについては、ESMAがUAE規格「UAE.S 1926 : 2015エナジードリンク(Energy Drinks)」を発行。100mlあたりのカフェイン量は14.5mg以上で32mgを超えてはならないこと、果実や麦芽等の自然成分から自然発生し最終製品に含まれるエタノール(アルコール)量は0.3%を超えてはならないこと、製造過程でのアルコール製品やエタノールの添加は禁じられている等を規定。 ■ また、エナジードリンクは、ESMAの理事会議長決定No. 19 2011に基づいて、ESMAの製品登録スキームECASに登録して、適合性認証の発行を受ける必要がある。 ■ この他、ノンアルコール炭酸飲料や人工フレーバー飲料といった飲料別にGSO規格(技術規則)が発行されており、これに該当する飲料をUAEへ輸入する際には各規格が定める要件を満たす必要がある。

(出所) ジェトロ「UAEの食品関連の規制」「ノンアルコール飲料の現地輸入規則および留意点: UAE向け輸出」より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(化粧品)

UAEに化粧品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- UAEに対して化粧品を輸出するにあたって、ハラル認証及びハラルマークは必要とされない。ただし、ハラム製品が原料として利用されていない化粧品について、別途ハラル認証を取得した場合、ハラル化粧品を謳うことが可能。
- ESMAがUAE全土の化粧品輸入を管轄し、規格基準は、UAE.S/GSO 1943 (Cosmetic Products Safety Requirements)に準拠している。
- 各首長国において製品を輸入する際には、各首長国の規制に沿って輸入製品を登録する必要がある(例えばドバイ市政庁(Dubai Municipality: DM))。
- ESMAが定める化粧品のカテゴリーは右の16カテゴリー。
- 輸入規制
 - 事前届出: UAE Federal Cabinet Decree No. 18 of 2014に基づき、事前にESMAに届出の上、適合性認証(Certificate of Conformity: CoC, 有効期間1年)を受ける必要がある。なお、届出には輸入者がトレードライセンスを取得していることが前提。
 - 成分規制: 国際香粧品香料協会(International Fragrance Association: IFRA)の基準が適用される。
 - 表示規制: UAE.S/GSO/ISO 22715に基づいた表示義務項目がある。
 - 製造基準(ISO9001およびUAE/GSO/ISO 22716)
 - 容量基準(UAE.S/GSO/IOML/R87)
- 輸入通関時に必要な書類: 分析報告書(物理的特性)、成分報告書(化学的特性)、ヒアルロン酸・ヒアルロン酸ナトリウム報告書(含有する場合)、紫外線証明書(非止め防止効果を謳う製品の場合)、試験報告書、英文表記の自由販売証明書(Certificate of Free Sale)。

【ESMAが定める化粧品】

1.ベビー用品	2.バス用品	3.アイメイクアップ製品	4.フェイシャルメイクアップ製品
5.ヘアケア製品	6.染髪・ヘアカラー製品	7.ネイル製品	8.口腔ケア製品
9.パーソナル衛生用品	10.シェービング製品	11.フェイスケア製品	12.ボディケア製品
13.ハンドケア製品	14.フットケア製品	15.日焼け止め・日焼け製品	16.脱毛・除毛製品

【適合性認証取得手順】

代理店の選定

必要書類の準備

ISO17025に適合する試験機関の検査
レポート等含む

輸入者がESMAウェブサイトにて
申請、申請手数料支払い

ESMAによる審査後、CoC取得

(出所) ジェトロ「化粧品の現地輸入規則および留意点: UAE向け輸出」及び、「アラブ首長国連邦(UAE)ドバイ首長国における化粧品輸入規制に関する調査」より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(医薬品・栄養補助食品・機能性食品等)

UAEに医薬品・栄養補助食品・機能性食品等を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- 医薬品の輸入、製造、販売に関する基本的な要件は、1983年連邦法第4号(Federal Law No. 4 The Pharmaceutical Professions and Institutions)に規定されている。
- UAE全体の政策や規制を立案するのは保健省(Ministry of Health)で、公共保健政策・ライセンス分野(Public Health Policy & Licensing Sector)の医薬品部門(Drug Department、Drug Control Department)が医薬品の登録や販売に関する規制を担当している。また、各首長国の保健当局(Dubai Health Authority: DHA、Health Authority Abu Dhabi: HAAD等)が各首長国の規制・監督を行っている。
- 世界的に使用されている多くの医薬品はUAE国内の薬局や病院で入手することができるが、1995年連邦法第14号(Federal Law No. 14 of 1995 on the Countermeasures against Narcotic Drugs and Psychotropic Substances)によって管理医薬品(controlled drug)もしくは準管理医薬品(semi-controlled drug)とされる一部の医薬品(主に麻薬及び向精神薬)は、UAEへの輸入や同国内での流通に対して管理・規制を受ける。
- 輸入手続: UAE国内に医薬品及び医療機器を輸入するためには、以下いずれかの方法をとらねばならない。
 - 会社設立: 国内資本51%以上、貿易免許の取得が必要。
 - 現地企業との代理店契約
- いずれの場合も、医薬品及び医療機器の輸入を行う者(新規設立会社もしくは代理店)は、保健省から倉庫設置免許を取得し、輸入しようとする医薬品等の製品登録を行うことが義務付けられている。
- 製品登録申請に当たっては、申請者や販売承認保有者の詳細、製品の詳細・構成物質及び動物性原料の使用状況等についての記載が求められる。
- なお、保健省通達(2001年第20号)において、UEA国内で登録が必要な医薬品の中に「栄養補助食品、薬用化粧品、医薬品成分を含む防腐剤・消毒剤等」が含まれており、これらの登録申請に当たっては、WHO承認方式による医薬品証明書(Certificate of Pharmaceutical Product: PPP)ないし自由販売証明書の提出が義務付けられている。

(出所) みずほ情報総研「海外における医薬品・医療機器審査制度、審査実態等調査及び分析業務 報告書」、UAE Government portal-Information and services-Drugs and controlled medicines、STA Law Firm, “Importing, Licensing of Pharmaceuticals & Medical Devices in Dubai UAE” 等より作成。

非ハラール市場

UAEにおける非ハラール市場

- UAEでは多様な人種と宗教が混在しており、豚肉や酒類等が一部の非ハラール食品専門コーナーで販売されている。
- 豚肉の輸入・販売及び提供（レストラン等）にあたっては、ドバイ政府より特別の許可を取得しなければならない。また、非ハラール食品の取り扱いに関する事業者年間許可証を申請し取得しなければならない。
- 酒類の輸出入・製造・購買・消費及び販売は1972年酒類管理法第999（The Liquor Control Law No.999 of 1972）によって規制され、酒類の輸入・販売許可をドバイ警察本部より取得しなければならない。

GOVERNMENT OF DUBAI		DUBAI MUNICIPALITY	
OPERATORS ANNUAL PERMIT For Handling Non-Halal Foods			
Date of Submission			
Name of the Establishment			
Trade License Number			
Business Activities as Listed in the License			
Name of the Owner/Manager			
Contact Details			
		✓ the type permits required	
Type of Activity for Which the Permit is Required		☐ Permit for Import of Pork	
		☐ Permit for Sale of Pork	
		☐ Permit for Preparation of Pork	
		☐ Permit for Manufacturing Pork	
		☐ Permit for Serving cooked Pork	
		☐ Permit for Supplying Pork for Food Premises in Dubai	
Documents Attached: ☐ Request Letter ☐ No objection letter from the building owner/ Landlord ☐ No objection letter from the licensee ☐ Layout of the Kitchen/Warehouse ☐ Copy of the Menu in English and Arabic (in case of restaurants in hotels) ☐ List of approved vans for food transportation (Importers/Manufacturers/Suppliers) ☐ Permit Fee Receipt (for AED 210)		Categories of Products (trading): List of outlets(Hotels):	
I hereby confirm that the establishment has fully understood and implemented the requirements for handling pork as mentioned in external circular dated 21/03/2009			
Name of the Applicant:		Date:	
Signature of the Applicant:			
For DM Official Use			
Documents Approved By:		Valid up to:	
Date:		Signature:	
Name:			
Comments:			
*Site Verified By Food Inspection Officer in-Charge: Name:		*Comments from the Food Inspection Officer in-Charge: Date:	
* Please note that the approval process is not complete without site verification by the Food Inspection Officer. The approval will be cancelled if the rules are violated.			
PLEASE RETAIN THE ORIGINAL COPY OF THIS PERMIT IN YOUR ESTABLISHMENT			
Food Control Department Tel: 009714-206-4201, Fax: 009714-223-1905 رؤيتنا: بناء مدينة متميزة توفر فيها استضافة راقية الجاهل ومقومات النجاح Our Vision: Creating an excellent city that provides the essence of success and comfort of sustainable			

（出所）Switzerland Global Enterprise, “Compliance Requirements for Imports into the United Arab Emirates”より作成。

3-6. サウジアラビア

ハラール認証法規制及び基準

サウジアラビアにおけるハラール基準

- サウジアラビアのハラール規制は原則として GSO が制定したハラール基準に準拠している。GSOによるハラール基準に関連する資料は、以下の 6点である。

GSOのハラール基準

GSO 993:2015 “Animal Slaughtering Requirements According to Islamic Rules”	■ イスラム 法に基づく動物のと畜に関する要求事項
GSO 2055 1:2015 “Halal Food Part 1 General Requirement”	■ ハラール食品－第1 部・一般要求事項
GSO 2055 2:2015 “Halal products Part 2 Requirements for Halal Certification Bodies”	■ ハラール製品－第 2 部・ハラール認証機関に関する要求事項
GSO 2055 3:2015 Halal Food Part 3 Requirements for Halal Accreditation Body Accrediting Halal Certification	■ ハラール食品－第 3 部・ハラール認証機関の認可組織に対する要求事項
GSO 2468:2015 Halal Foods - Management System Requirements For Transportation Of Goods And/Or Cargo Chain Services	■ ハラール食品－製品及び／あるいはカーゴ・チェーン・サービスの輸送に係る管理体制に関する要求事項
GSO 2469:2015 Halal Foods - Management System Requirements For Warehousing And Related Activities	■ ハラール食品－倉庫及び関連活動に係る管理体制に関する要求事項
GSO 2470:2015 Halal Foods - Management System Requirements For Retailing	■ ハラール食品－小売りに係る管理体制に関する要求事項

(出所)GSOウェブサイト

ハラール規制・認可機関及び認証団体

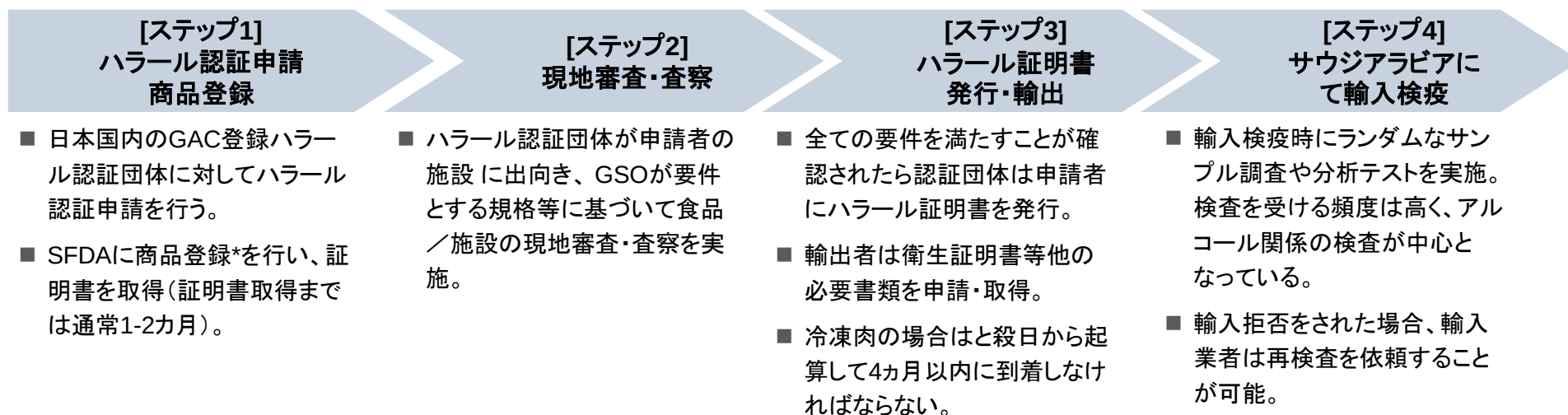
サウジアラビアにおけるハラール規制・認可機関及び認証団体

規制機関	サウジアラビア食品医薬品庁 (Saudi Food & Drug Authority: SFDA)	■ ハラール認証対象であるか否かを問わず、食品全般の許認可を行う。 ■ すべてのサウジアラビア向け食品は、船積み前に SFDA に登録する必要がある。ハラール認証対象食品(後述)であれば、登録前にハラール認証を取得する必要がある。
	サウジアラビア標準化公団 (Saudi Arabian Standards Organization:SASO)	■ GSOと協力してサウジ国内の製品の規格・基準を制定。 ■ サウジアラビアに輸入されるすべての消費財(食品、医薬品、救援物資、国営プロジェクト関連製品、外交官の貨物、国防に係る製品を除く)は、SASOが定める基準に合致している必要があり、サウジアラビア政府が認めた検査機関が発行する適合証明書(Certificate of Conformity: CoC)の取得が義務付けられている。
ハラール認可機関	湾岸協力会議認可センター(GCC Accreditation Center: GAC)	■ 2013 年5月にGCC6 カ国およびイエメンのそれぞれの国の関係機関が加盟してサウジアラビアのリヤドに設立。 ■ 世界各国のハラール認証機関の認可を行うとともに、貿易障壁を取り除くため、国際的または地域の各機構のGCC 代表も勤めている。 ■ 制度的にはGACへのハラール認証申請・承認により、GCC6 カ国 および イエメン地域内の各国でハラール食品等の流通が可能となる。
ハラール認証団体	Halal Certification Body(HCB)	■ 2020年10月現在、GACは世界260機関を認証機関として認可。 ■ 日本では下記2団体が認可されている。 - NPO Japan Halal Association - TÜV Rheinland Japan Ltd.

(出所)ジェトロ(2018)『主要国におけるハラール 関連制度・市場動向～農林水産物・食品 の 輸 出 に 向 け て』、アクセンチュア(2019)『平成29年度中東ハラール制度実態調査報告書』、ジェトロ・ウェブサイト及びGACウェブサイトより作成。

ハラール認証及び輸出手続き(概要)

例：サウジアラビアに肉及び肉製品を輸出する際のハラール認証および輸出手続き



* E-Serviceによる登録 <https://frcs.sfda.gov.sa/Login.aspx?enc=9Zo/OcjXLUTAdEFdDILN8A==>
登録方法 https://old.sfda.gov.sa/en/food/about/administration/mangement_food/Pages/EDOIFC-ES.aspx

(出所) ジェトロ(2018)『ハラール調査～農林水産物・食品の輸出と海外のハラール産業政策動向～』、アクセンチュア(2019)『平成29年度中東ハラール制度実態調査報告書、及びSFDAウェブサイトより作成。』

ハラール認証及び輸出手続き(肉及び肉製品)

サウジアラビアに肉及び肉製品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- サウジアラビア向け輸出が可能な牛肉: 枝肉由来の骨付きの肉及び骨なしの肉(挽肉を除く)。また、日本で生まれ育った牛由来であること。
- 豚肉、鶏肉は輸出不可。
- 日本からサウジアラビアに牛肉を輸出する場合は、食肉衛生証明書と輸出検疫証明書の発給を受ける必要がある。
- 食肉衛生証明書は、証明しようとする牛肉が、認定と畜場などで適切に処理され、対サウジアラビア輸出が可能なものであることと、ハラールと畜証明書発行機関による証明がなされたものであることを確認するもので、当該牛肉処理を行った認定と畜場などを管轄する食肉衛生検査所等に発行を申請する。
- 輸出検疫証明書は、輸出品について家畜の伝染性疾病を広げる恐れのないことを動物検疫所が証明するもので、輸出港を管轄する動物検疫所に輸出検査申請書を提出して検査を受ける。(輸出検疫証明書
<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/attach/pdf/exguuteirui2-44.pdf>)
- サウジアラビアについては、2020年6月に衛生当局との間の日本産牛肉の輸出条件及び輸出検疫証明書様式に合意しているが、**ハラール関係の手続き中のため、輸出可能な施設はまだ登録されていない。**
- 福島県産食品に対する規制(放射性物質検査報告書の提出)は2017年に撤廃済。

【輸出検疫証明書】

Health Certificate for Export of Meat(Beef) and Meat Products to the KSA		الشهادة الصحية لتصدير اللحوم (الأبقار) ومنتجاتها إلى المملكة العربية السعودية	
1.1	Consignor (Exporter) Name Address	1.2	Certificate Reference No. Place of Issue Date of Issue
1.4	Consignee (importer) Name Address	1.3	Competent/Certifying Authority Address
		1.5	Country of origin ISO code
		1.6	Country of Destination ISO code
1.7	Producer/Slaughterhouse Est. Name Address	1.8	Packing Est. (if applicable) Address
	Halal Slaughtering Certificate Source:	1.9	Certificate No.
1.10	Border of Entry/Country of Destination	1.11	Border of Loading/Country of Dispatch
1.12	Means of transport/conveyance By Air By Sea By Road	1.13	Conveyance Identification No.
		1.14	Temperature of Food product Ambient Chilled Frozen
1.15			
Commodities Certified for: Other ☐ After Further Process ☐ بعد معالجة إضافية ☐ Human Consumption Directly: ☐ للتناول البشري مباشرة			
1.16			
Identification of the Food Products Name & Description of Food HS-Code Treatment Type Brand Name Production Date Expiry Date No Package Batch/Lot No. Total Weight وزن الكيلو			
1.17			
Health Attestations The meat and/or meat product are safe and fit for human consumption Animals have been slaughtered in a slaughterhouse approved and under the supervision of the competent authority of the exporting country, and is approved by the Saudi Food and Drug Authority. The meat and/or meat product from animals that have been subjected to ante-mortem and post-mortem inspection by veterinarians assigned by the Competent Authority of the country of origin. The meat and/or meat product was handled at an establishment that has been subjected to inspections by the competent authority and implements a food safety management system based on HACCP principles or an equivalent system. Good veterinary practices have been applied in the use of veterinary medicines (including growth promoters) and agriculture chemicals in live animals, and any residues in meat and/or meat product does not exceed the MRLs required by GCC. The meat and/or meat product originates from animals that have not been slaughtered for the purpose of disease eradication or disease control. The meat and/or meat product has not been derived from animals fed on processed animal protein, excluding milk, substitute during lactation period and feedlot. Meat derived from animals that were born and reared in Japan and from livestock that were officially registered at the competent authority of the exporting country. The meat has been obtained from animals which have been reared in territories (Japan). The meat comes from animals which were not bred genetically modified or engineered in a way that does not occur naturally by multiplication and/or natural recombination. The meat has been obtained from animals which have been transported from farms in compliance with the Japanese standards set in accordance with GSO 1400. The country shall comply with the conditions of OIE requirements in Article 11.4.3.			

(出所) 農林水産省「(参考) 日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧」、「偶蹄類の畜産物の輸出」、「平成27年度輸出戦略実行事業 牛肉部会における調査報告書【J.牛肉輸出におけるハラール以外の規制等の調査】」、及び「サウジアラビア向け輸出牛肉の取扱要綱」(最終改正日: 令和2年6月19日)等より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(食品全般 1/2)

サウジアラビアに食品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

■ その他の関連規制

残留農薬	■ サウジアラビアに輸入される食品については、同国(SFDA-FD 382/2018)及びGCCの残留農薬基準が適用される。当該物質が両者に記載されていない場合はコーデックス国際基準、もしくはEU及び米国のどちらか数値の低い基準が適用される。 ■ これら全ての基準に該当しない場合、上限値は0.01mg/kgと規定されている。
その他汚染物質	■ 下記のGSO基準が適用される。 ・ GSO 1016:2015 細菌含有基準 ・ GSO 1995:2015 甘味料規制 ・ GSO 988:1998 放射線レベル(ガンマ線、セシウム134及び137)の上限に関する規制 ・ GSO 2512:2016 プロバイオティクス添加乳製品に関する規制
食品添加物	■ SFDAの「FD 2500/2019 食品に使用を許可された添加物」によって規定されている。同規定に記載されていない添加物でも、以下の条件のいずれかに該当する場合はSFDAへの連絡が要求される。 ・ 食品添加物に関するFAO/WHO合同専門家委員会(JECTA)によって定められた「一日摂取許容量(INS)」が割り当てられている食品添加物 ・ コーデックスの国際番号システム(INS)に記載のある添加物 ■ 上記いずれの規定にも合致しない添加物を含む食品は、税関にて差し止められ、輸入者の負担で輸出元国に送り返されるか、廃棄される。

(出所) SFDA Circulationsおよび米ドルA-FAS(2020(" Food and Agricultural Import Regulations and Standards Country Report: Saudi Arabia" より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(食品全般 2/2)

サウジアラビアに食品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

■ その他の関連規制

食品包装(食品容器の品質または基準)	■ サウジアラビアでは、牛肉を包む食品用の容器・包装に関する規制は、主に「GSO 839 :1997食品包装 - パート1: 一般的要件 (Food Packages - Part 1: General Requirements)」および、「GSO 1863 :2013食品包装 - パート2: プラスチック包装の一般的要件 (Food packages - Part 2: Plastic package - General -requirements)」によって定められている。 ■ また、SASOは2016年末に、ポリプロピレン及びポリエチレン製の全ての包装及び包材について、酸化型生分解性プラスチックの使用とSASOへの登録、及びSASOロゴの使用等を義務付ける規則を発表したが、2020年2月、この規則を買い物袋やゴミ袋等に限定する旨発表した。
ラベル表示	■ 全ての輸入及びサウジアラビア国内で製造された食品の包装について、GSO規格である「GSO 9 :2013包装食品のラベル表示 (Labeling of prepackaged food stuffs)」の要件に従うことが義務付けられている。また、SFDA.FD/GSO 2487:2015は、食品ラベル表示について一般的な要求事項を定めている。 ■ このほか、栄養成分表示の要件を定めた「GSO 2233:2018」(SFDA.FD2233:2018 “Requirements of Nutritional Labeling”)に従うことが厳しく義務付けられている。 ■ また食品の消費期限の詳細については、「SFDA.FD 150 -1:2018食品の消費期限パートI: 消費期限の義務 (Mandatory Expiration Dates)」および「SFDA.FD/GSO 150 -2:2013食品の消費期限パートII: 任意の消費期限 (Voluntary Expiration Dates)」で規定されている。 ■ サウジアラビア政府は、2017年9月に、国民の食品を通じた砂糖・塩・油分 (SSF) の取得減少と健康増進を目的とする「健康食品プログラム」を開始、その一環として、SFDAは2018年9月に「SFDA.FD 42/2018 包装前面の栄養成分ラベル表示 (Front of Pack Nutritional Labeling (FoPNL))」を発表した。これにより、事業者はSSFの含有用に従って青、黄、赤の信号を任意にラベルに表示することとなっている。

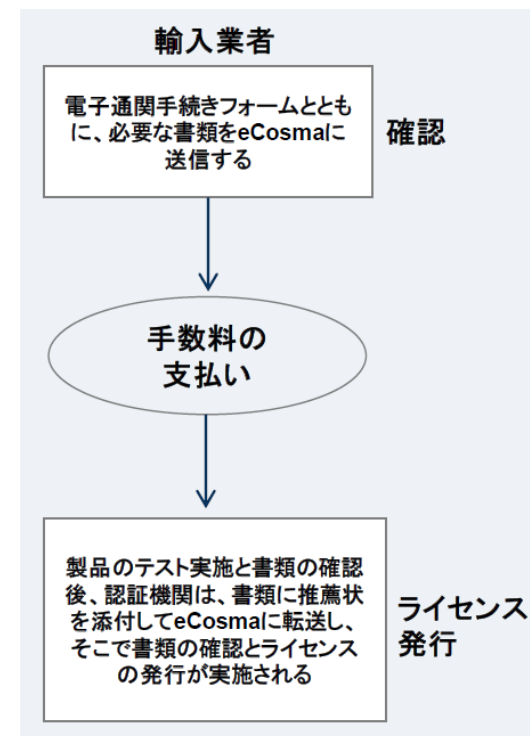
(出所) 米ドルA-FAS(2020)“ Food and Agricultural Import Regulations and Standards Country Report: Saudi Arabia” より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(化粧品 1/2)

サウジアラビアに化粧品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- サウジアラビアにおいては、SFDAが化粧品を規制・管轄し、規格基準はGSO 1943 (Cosmetic Products Safety Requirements)に準拠している。
- SFDAによる化粧品の定義:1種類以上の物質を配合した製品のうち、人体表面の部位(皮膚、頭髮、爪、唇および外性器)、または口腔内の歯および粘膜に使用することを意図し、洗浄もしくは香り付け、保護もしくは良好な状態の維持、外観の変化もしくは向上、または体臭の変化および向上を目的とするもの。
- サウジアラビアで市販される化粧品はすべて、サウジアラビア食品医薬品局(SFDA)の電子登録システムeCosmaを通じて同庁に登録する必要がある。すべての輸入業者は、電子通関手続きフォームを作成して必要な情報を入力し、補助資料をアップロードしなければならない。
- さらに、現地パートナー(サウジで開業または現地で登記した企業)は、海外製造業者の製品を代表するライセンス保有者として登録が必須である。
- eCosmaを通じて必要情報・補助資料を入力・送信してからSFDAがライセンス発行の決定を行うまで15日間を要する。
- 登録に必要な書類は以下のとおり。
 - ・ 商業活動内容が記載された商業登録
 - ・ 認可された適合証明書(CoC)
 - ・ 製造業者が発行した支払請求書
 - ・ 認可された原産地証明
 - ・ 輸入業者への委任状
 - ・ 積荷送り状

【化粧品輸入業者登録の流れ】



(出所) ジェトロ「サウジアラビアにおける化粧品輸入規制に関する調査」

ハラル認証及び輸出手続き(化粧品 2/2)

サウジアラビアに化粧品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- 適合証明書(CoC)は、SFDAの製品適合評価プログラムを通じて取得を義務付けられている。
- 確認プロセス: 輸出業者は、認証機関の1つに以下の書類を提出する必要がある。
 - ・ 適合証明書および適合宣言書の依頼
 - ・ 仮送り状
 - ・ 適合に関する書類(テスト・レポート、濃度が記載された成分一覧、品質証明書、分析レポート、製品ラベルなど)(テスト・レポートは、ISO 17025で認定された検査機関によるものに限る)
 - ・ 企業の品質管理システムに係る書類(ISO 9001、GMP証明書)
 - ・ SFDA倉庫ライセンス
 - ・ SFDA電子登録システムe-Cosmaへの製品登録
- 適合証明には以下二つの「ルート」がある。
 - ・ ルートA: 未登録の製品- このオプションは、頻度の低い輸出業者や供給業者向けに考えられている。製品の出荷前検査および出荷前テストを伴う。物理的な検査では、ラベリング/荷印、倉庫、その他目視確認ができる項目の確認が実施される。
 - ・ ルートB: 登録済の製品- このオプションは、同じ種類の製品を日常的に扱う輸出業者向けに推奨される。物理的な検査は、登録済の製品向けに体系化されておらず、ランダムに実施してコンプライアンスの継続性を保証する。このプロセスでは、コンプライアンス向けの製品テストを伴い、登録証明書は1年間有効である。
 - ・ いずれのルートも、各積荷の通関手続きのためにCoCを必要とする。

(出所) ジェトロ「サウジアラビアにおける化粧品輸入規制に関する調査」

【適合性認証取得手順】

代理店(認可機関)の選定

必要書類の準備

ISO17025に適合する試験機関の検査
レポート等含む

適合性審査

(必要に応じて積送品検査、サンプルテ
ストを実施)

CoC取得

ハラル認証及び輸出手続き(医薬品・栄養補助食品・機能性食品等)

サウジアラビアに医薬品・栄養補助食品・機能性食品等を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- SFDA製品分類ガイダンス(Saudi FDA Products Classification Guidance: version 4.0, April 2020)によれば、薬品、医療機器、ハーブないし健康食品への分類が困難な製品は「境界線製品(borderline products)」とされるが、成分や構成、消費者の認識や使用歴、販売方法等によって、概ね以下の製品カテゴリに分類されるとしている。
 - ・ 食品(とりわけ健康補助食品)・化粧品・健康食品・ハーブ製品・薬品・医療機器
- 食品と分類される栄養補助食品、機能性食品等については概ね以下が該当する。
 - ・ エナジードリンク
 - ・ ロイヤルゼリー、ビーポーレン、プロポリス
 - ・ プロテイン、カーボンハイドレート、アミノ酸製品(ただし医薬品として製造されたものを除く。以下同様)
 - ・ ビタミンおよびミネラル・栄養補助食品
 - ・ ビタミン及びミネラルを含むコラーゲン製品
 - ・ モリンガ葉を含む食品
 - ・ スポーツ食品
 - ・ 体重管理製品
- これらのサウジアラビアへの輸出に必要な条件及び手続は「食品」と同様。なお、以下の食品については、特定の規制が適用される。
 - ・ ボディビル食品:SFDA.FD/GSO 2471: 2015 ボディビル食品のラベル表示
 - ・ ハーブ製剤食品: 保健省(MOH)医薬品総局への登録が必要。同省中央研究所でのサンプル試験等を経て約6カ月で登録完了。登録費用約300ドル。

(出所) SFDA(2020) Saudi FDA Products Classification Guidance: version 4.0および米ドルA-FAS(2020(" Food and Agricultural Import Regulations and Standards Country Report: Saudi Arabia"

非ハラール市場

サウジアラビアにおける非ハラール市場

- サウジアラビアでは豚関係の商品やアルコール商品等の非ハラール商品の輸入を禁止している。
- UAE やカタールのように 非ハラール・コーナーを設置することもない。

(出所) アクセンチュア(2019)『平成29年度中東ハラール制度実態調査報告書』、

3-7.カタル

ハラール認証法規制及び基準

カタールにおけるハラール基準

- カタールのハラール規制は原則として GSO が制定したハラール基準に準拠している。GSOによるハラール基準に関連する資料は、以下の6点である。

GSOのハラール基準

GSO 993:2015 “Animal Slaughtering Requirements According to Islamic Rules”	■ イスラム 法に基づく動物のと畜に関する要求事項
GSO 2055 1:2015 “Halal Food Part 1 General Requirement”	■ ハラール食品－第1 部・一般要求事項
GSO 2055 2:2015 “Halal products Part 2 Requirements for Halal Certification Bodies”	■ ハラール製品－第 2 部・ハラール認証機関に関する要求事項
GSO 2055 3:2015 Halal Food Part 3 Requirements for Halal Accreditation Body Accrediting Halal Certification	■ ハラール食品－第 3 部・ハラール認証機関の認可組織に対する要求事項
GSO 2468:2015 Halal Foods - Management System Requirements For Transportation Of Goods And/Or Cargo Chain Services	■ ハラール食品－製品及び／あるいはカーゴ・チェーン・サービスの輸送に係る管理体制に関する要求事項
GSO 2469:2015 Halal Foods - Management System Requirements For Warehousing And Related Activities	■ ハラール食品－倉庫及び関連活動に係る管理体制に関する要求事項
GSO 2470:2015 Halal Foods - Management System Requirements For Retailing	■ ハラール食品－小売りに係る管理体制に関する要求事項

(出所)GSOウェブサイト

ハラール規制・認可機関及び認証団体

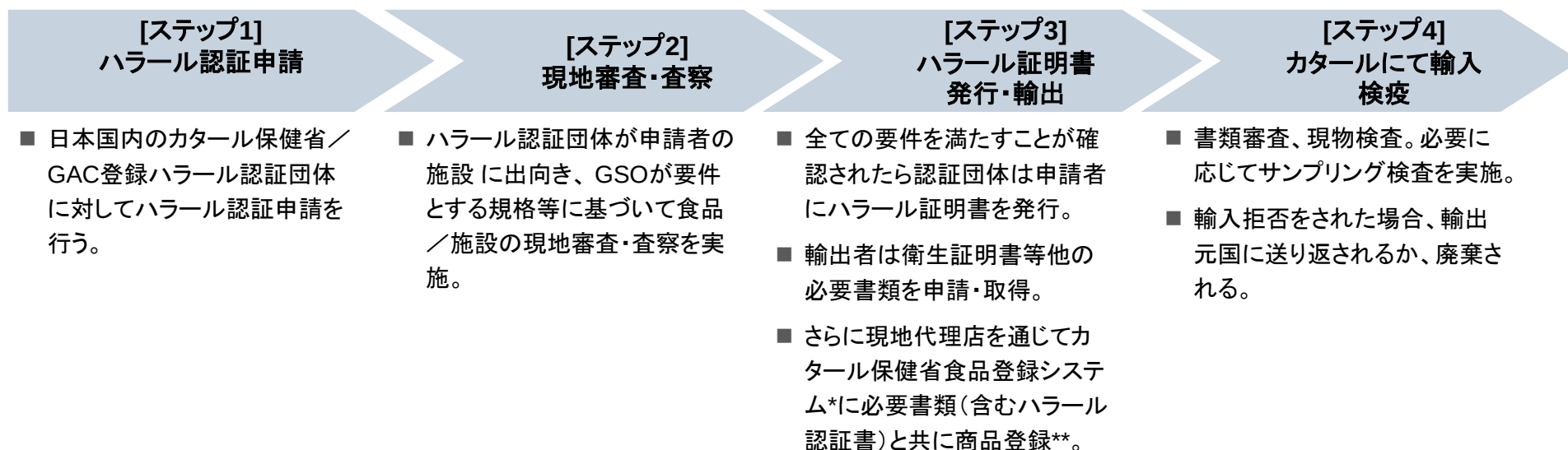
カタールにおけるハラール規制・認可機関及び認証団体

規制機関	カタール保健省食品安全部 (Food Safety Department, Ministry of Public Health)	■ 食品全般の管理及び検査を担当。 ■ 特に港湾保健・食品管理セクション (Port Health and Food Control Section) は、カタールにおける食品登録、輸入食品管理及び検査、更にハラール認証機関の認可等を行う。
	カタール標準・計量機関 (The Qatar General Organization for Standards and Metrology: QS)	■ カタール国内の基準制定や品質検査等を担当するカタール自治環境省 (Ministry of Municipality and Environment) 傘下の機関。 ■ 食品に関する技術規則 (ラベル表示、添加物、消費期限設定等) を制定。
ハラール認証団体	Halal Certification Body (HCB)	■ 2020年10月現在、保健省は世界90機関を認証機関として認可。 ■ 日本では下記3団体が認可されている。 - Islamic Center or Japan - Japan Islamic Trust - NPO Japan Halal Association

(出所) アクセンチュア(2019)『平成29年度中東ハラール制度実態調査報告書』、ジェトロ・ウェブサイト及びカタール保健省ウェブサイトより作成。

ハラール認証及び輸出手続き(概要)

例: カタールに肉及び肉製品を輸出する際のハラール認証および輸出手続き



* カタール保健省食品登録システム (Global Partners System) <https://qfrs.moph.gov.qa/Index2.aspx?lang=en-US>

**食品登録システム一般原則 (Food Registration System General Principles Food Establishment Edition, 2019)

https://www.moph.gov.qa/_layouts/download.aspx?SourceUrl=/Admin/Lists/Services%20Documents%20and%20Forms/Attachments/24/food%20registration%20General%20Principles%20Food%20Establishments%20a.pdf

(出所) アクセンチュア(2019)『平成29年度中東ハラール制度実態調査報告書及びカタール保健省ウェブサイトより作成。』

ハラール認証及び輸出手続き(肉及び肉製品)

カタールに肉及び肉製品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- カタール向け輸出が可能な牛肉: 認定と畜場等において、とさつ・解体から分割まで一貫して行われたものであること。また、と畜前検査及びと畜後検査に合格した牛由来であり、人の食用に適していること。
- 豚肉、鶏肉は政府間で協議未実施。
- 日本からカタールに牛肉を輸出する場合は、食肉衛生証明書と輸出検疫証明書の発給を受ける必要がある。
- 食肉衛生証明書は、証明しようとする牛肉が、認定と畜場などで適切に処理され、対カタール輸出が可能なものであることと、ハラールと畜証明書発行機関による証明がなされたものであることを確認するもので、当該牛肉処理を行った認定と畜場などを管轄する食肉衛生検査所等に発行を申請する。
- 輸出検疫証明書は、輸出品について家畜の伝染性疾病を広げる恐れのないことを動物検疫所が証明するもので、輸出港を管轄する動物検疫所に輸出検査申請書を提出して検査を受ける。(輸出検疫証明書
https://www.maff.go.jp/aqs/hou/pdf/qa_ex_beef_cert.pdf)
- 福島県産食品に対する規制(放射性物質検査報告書の提出)は2017年に撤廃済。

【輸出検疫証明書】

(別紙様式)

日本国農林水産省
輸出検疫証明書
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government

検疫証明書番号 Certificate No.	申請者住所 Address of applicant
発行年月日 Date of issue	氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) Name (In case of juridical person, state its title and name of representative)

下記は、家畜伝染病予防法の規定に基づく検査の結果、家畜の伝染性病原体をひろげおそれないことを証明する。
This is to certify that the undermentioned articles are free from any evidence of disseminating causative agent of any animal infectious disease in consequence of the inspection referred to the Domestic Animal Infectious Diseases Control Law.

物品の種類 Kind of article	
重量、個数又はこうり数 Weight, Nos. of package or containers	
商標 Trade Mark	
容器包装の種類 Kind of container or package	
荷送人住所氏名 Name and address of consignor	
荷受人住所氏名 Name and address of consignee	
とう載地及びとう載年月日 Date & place of shipment	
とう載船舶(航空機)名 Name of ship or flight	
検査実施年月日及びその状況 Date & condition of inspection	
備考 Remarks	It is certified that there has been no outbreak of rinderpest since 1925, foot and mouth disease since 2011 and contagious bovine pleuropneumonia since 1942 in Japan.

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service
家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏名
(Signature)

印
(Seal)

(出所) 農林水産省「(参考)日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧」、「偶蹄類の畜産物の輸出」、「平成27年度輸出戦略実行事業 牛肉部会における調査報告書【J.牛肉輸出におけるハラール以外の規制等の調査】」、及び「カタール向け輸出牛肉の取扱要綱」(最終改正日: 令和2年4月1日)等より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(食品全般)

カタールに食品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

■ その他の関連規制

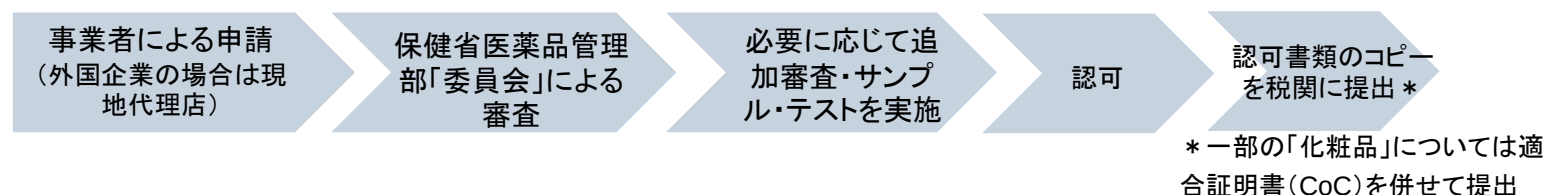
残留農薬及び その他汚染物 質	■ カタール技術規則QS382: Maximum allowable limits of pesticides residue in agricultural and food products-Part1 ■ 同QS383: Maximum allowable limits of pesticides residue in agricultural and food products-Part2 ■ カタール基準QS2532: Maximum residues of pesticides and contaminants in organic foods ■ GSO CAC-193: General Standard for contaminants & toxins in Food
食品添加物	■ カタール技術規則QS2500: Additives Permitted for Use in Food Stuffs ■ カタール基準QS2373: Functional category names and international numbering system for food additives ■ 同QS CAC 192: General Standard for food additives その他
食品包装(食品 容器の品質ま たは基準)	■ カタール技術規則QS839: Food Packages-Part 1: General Requirement ■ 同QS1863: Food Packages-Part 2: Plastic Package- General requirements
ラベル表示	■ カタール技術規則QS9: Labeling of prepackaged food products ■ カタール基準QS970: Storage for frozen and chilled foodstuffs-Part 3: Labeling and Marketing ■ カタール技術規則QS2233: Requirements of nutritional labeling ■ GSO CAC/GL 02: Guidelines on nutritional labeling

(出所) Ministry of Public Health, Port Health and Food Control Section, "List of Technical Regulations and Standards for Food" より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(化粧品)

カタールに化粧品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- カタールにおいて、化粧品の輸入、流通及び広告に関する法律・規則は存在しない。
- しかし、保健省医薬品管理部(Pharmacy and Drug Control Department)が化粧品の輸入及び販売を認可している。
- 化粧品の分類及び登録に関するガイドライン等は存在せず、保健省医薬品管理部がケース・バイ・ケースで認可を判断を行うとされている。
- 保健省医薬品管理部によって「化粧品」と分類される品目:シャンプー、石鹸、衛生製品、コンタクトレンズ液、香水、保湿液、マニキュア、化粧品、及び歯磨き。
- 認可・輸出プロセス:



- 一部の「化粧品」(シャンプー、染毛剤、つけまつげ、香水等)については、カタール貿易省消費者保護部及びカタール規格・計量機関より、適合証明書(CoC)の提出が義務付けられている。

(出所) Al Tamimi & Co.,(2016) “Treating Cosmetics as Pharmaceuticals in Qatar:Time For A Makeover?”及びIntertek (2018), Important Update on Saudi Arabia and Qatar Cosmetic Regulations”

3-8. バレーン

ハラール認証法規制及び基準

バーレーンにおけるハラール基準

- バーレーンのハラール規制は原則として GSO が制定したハラール基準に準拠している。ハラール基準に関連する資料は、以下の 6 点である。

バーレーン／GSOのハラール基準

BH GSO 993:2016 “Animal Slaughtering Requirements According to Islamic Rules”	■ イスラム 法に基づく動物のと畜に関する要求事項
BH GSO 2055 1:2015 “Halal Food Part 1 General Requirement”	■ ハラール食品－第1 部・一般要求事項
BH GSO 2055 2:2015 “Halal Products Part 2 Requirements for Halal Certification Bodies”	■ ハラール製品－第 2 部・ハラール認証機関に関する要求事項
BH GSO 2055 3:2015 Halal Products Part 3 Requirements for Halal Accreditation Body Accrediting Halal Certification	■ ハラール食品－第 3 部・ハラール認証機関の認可組織に対する要求事項
BH GSO 2468:2015 Halal Foods - Management System Requirements For Transportation Of Goods And/Or Cargo Chain Services	■ ハラール食品－製品及び／あるいはカーゴ・チェーン・サービスの輸送に係る管理体制に関する要求事項
BH GSO 2469:2015 Halal Foods - Management System Requirements For Warehousing And Related Activities	■ ハラール食品－倉庫及び関連活動に係る管理体制に関する要求事項
BH GSO 2470:2015 Halal Foods - Management System Requirements For Retailing	■ ハラール食品－小売りに係る管理体制に関する要求事項

(出所)GSOウェブサイト

ハラール規制・認可機関及び認証団体

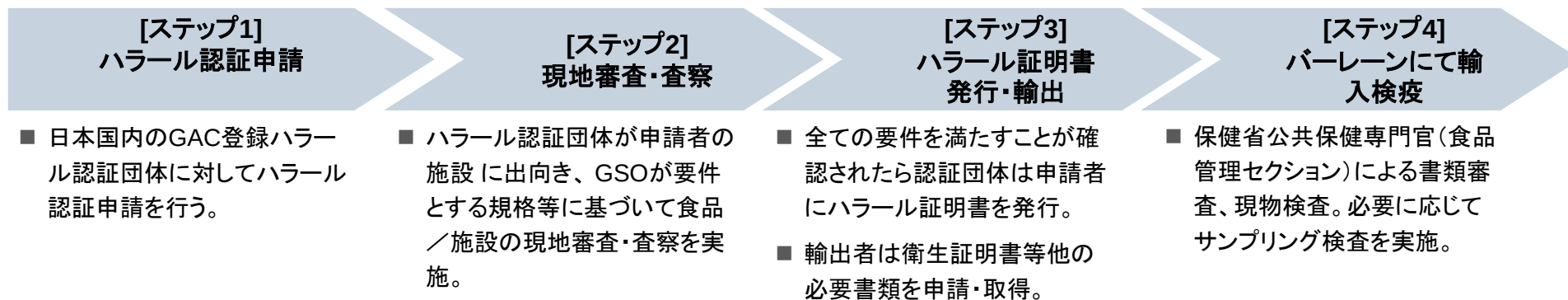
バーレーンにおけるハラール規制・認可機関及び認証団体

規制機関	バーレーン保健省公共保健局 (Public Health Directorate, Ministry of Health)	■ 食品全般の規制と輸入食品の検査を担当。 ■ 保健省、BSMD、及び農業省により食品安全委員会 (Food Safety Committee)を組成し、食品安全・管理に関する決定を行う。
	バーレーン標準・計量局 (Bahrain Standards and Metrology Directorate:BSMD)	■ バーレーン産業・商業・観光省内の一機関。国内の基準制定や品質検査、規制商業活動の認証等を担当。 ■ 保健省、農業省と共に食品安全委員会を組成し、食品安全・管理に関する決定を行う。
ハラール認可機関	湾岸協力会議認可センター(GCC Accreditation Center: GAC)	■ 2013 年5月にGCC6 カ国およびイエメンのそれぞれの国の関係機関が加盟してサウジアラビアのリヤドに設立。 ■ 世界各国のハラール認証機関の認可を行うとともに、貿易障壁を取り除くため、国際的または地域の各機構の GCC 代表も勤めている。 ■ 制度的にはGACへのハラール認証申請・承認により、GCC6 カ国 および イエメン地域内の各国でハラール食品等の流通が可能となる。
ハラール認証団体	Halal Certification Body (HCB)	■ 2020年10月現在、GACは世界260機関を認証機関として認可。 ■ 日本では下記2団体が認可されている。 - NPO Japan Halal Association - TÜV Rheinland Japan Ltd.

(出所)ジェトロ(2018)『主要国におけるハラール 関連制度・市場動向～農林水産物・食品 の 輸出 に向けて』、米ドルA Foreign Agricultural Service、バーレーン保健省、産業・商業・観光省ウェブサイト、及びGACウェブサイトより作成。

ハラール認証及び輸出手続き(概要)

例:バーレーンに肉及び肉製品を輸出する際のハラール認証および輸出手続き



(出所)アクセンチュア(2019)『平成29年度中東ハラール制度実態調査報告書及びMinistry of Health 82012)“IHR Policy and Legislations at the Port of Entry”より作成。

ハラール認証及び輸出手続き(肉及び肉製品)

バーレーンに肉及び肉製品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- バーレーン向け輸出が可能な牛肉:30 か月齢超の牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く。)、脊髄、脊柱並びに全月齢の牛の扁桃及び回腸遠位部を含まないこと。また、30 か月齢超の牛の頭蓋及び脊柱からの機械的除去肉を含まないこと。
- 豚肉、鶏肉は政府間で協議未実施。
- 日本からバーレーンに牛肉を輸出する場合は、食肉衛生証明書と輸出検疫証明書の発給を受ける必要がある。
- 食肉衛生証明書は、証明しようとする牛肉が、認定と畜場などで適切に処理され、対バーレーン輸出が可能なものであることと、ハラールと畜証明書発行機関による証明がなされたものであることを確認するもので、当該牛肉処理を行った認定と畜場などを管轄する食肉衛生検査所等に発行を申請する。
- 輸出検疫証明書は、輸出品について家畜の伝染性疾病を広げる恐れのないことを動物検疫所が証明するもので、輸出港を管轄する動物検疫所に輸出検査申請書を提出して検査を受ける。(輸出検疫証明書
http://www.maff.go.jp/aqs/hou/pdf/bh_ex_beef_cert.pdf)
- 福島県産食品に対する規制(放射性物質検査報告書の提出)は2019年に撤廃済。

【食肉衛生証明書】

(別紙様式3 食肉衛生証明書様式)
STANDARD FORM AUTHORIZED BY THE
MINISTRY OF HEALTH, LABOUR AND WELFARE
OF JAPAN

**HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF BEEF
FROM JAPAN TO THE KINGDOM OF BHRAIN**

No. :
DATE :
(Month/Day/Year)

I. Identification of the products

(Species of origin)	(Name of products)
(Number of packages)	(Net weight of consignment) (Identification number of cattle)
(Consignor)	(Consignee address)
(Consignee)	(Destination)

II. Origin of products

Name	Est. No.	Address
(Slaughterhouse)		
(Cutting/Processing plant)		
(Others)		

Date of slaughter : Date of production :

I hereby certify that:

- 1) The meat was derived from bovines that were not subjected to a stunning process, prior to slaughter with a device injecting compressed air or gas into the cranial cavity, or to a pithing process.
- 2) The meat was derived from animals which were subjected to and passed ante-mortem and post-mortem inspections and were not suspect or confirmed BSE cases.
- 3) The meat was produced and handled in a sanitary manner which ensured that such products do not contain and are not contaminated with the either of following:
 - a) Tissues including head (except the tongue, cheek meat and skin), spinal cord and vertebral column from cattle over 30 months of age, and tonsils and distal ileum (limited to a two-meter portion from its junction with the cecum) from cattle of all ages; or
 - b) Mechanically separated meat from the skull and vertebral column from animals over 30 months of age.

Signature :
Name of meat inspector :
Official title :
(Name of prefecture or city) :

(出所) 農林水産省「(参考)日本から輸出される食肉の受入れ状況一覧」、「偶蹄類の畜産物の輸出」、「平成27年度輸出戦略実行事業 牛肉部会における調査報告書【J.牛肉輸出におけるハラール以外の規制等の調査】」、及び「バーレーン向け輸出牛肉の取扱要綱」(最終改正日: 令和2年4月1日)等より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(食品全般)

バーレーンに食品を輸出する際に必要となる条件及び手続き

■ その他の関連規制

残留農薬及び その他汚染物 質	■ GSO382:1994 Maximum limits for pesticides residues in agricultural and food products-Part1 ■ GSO383: 1994 Maximum limits for pesticides residues in agricultural and food products-Part2 ■ GSO CODEX STAN 193:2008 General Standard for contaminants & toxins in Food
食品添加物	■ バーレーン技術規則BH2500:2016 Additives Permitted for Use in Food Stuffs ■ バーレーン基準BH GSO 2373:2015 Class names and the international numbering system for food additives ■ バーレーン技術規則BH GSO 707:2017 Flavourings Permitted for Use in Foodstuffs その他
食品包装(食品 容器の品質ま たは基準)	■ バーレーン技術規則BH GSO 839:2013 Food Packages-Part 1: General Requirement ■ 同BH GSO 1863:2015 Food Packages-Part 2: Plastic Package- General requirements
ラベル表示	■ バーレーン技術規則BH GSO 9:2015: Labeling of prepackaged food products ■ バーレーン基準BH GSO 2406:2015 Guidelines On Labeling Of Food Products ■ バーレーン技術規則BH GSO 2333:2015 Requirements For Nutrition And Health Claim In The Food ■ GSO 2487:2015 Labeling - General Standard For Labeling Feedstuff

(出所) Ministry of Industry, Commerce & Tourism, Standard Store より作成。

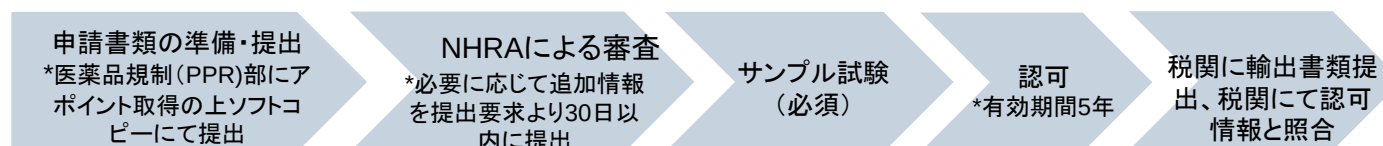
ハラル認証及び輸出手続き(医薬品・栄養補助食品・機能性食品等 1/2)

バーレーンに医薬品・栄養補助食品・機能性食品等を輸出する際に必要となる条件及び手続き

- バーレーン国家保健規制庁(National Health Regulatory Authority: NHRA)は、健康製品に対する認可制度を適用している。
- 健康製品とは、以下の効能・性質を有さないものであり、具体的には以下の製品に分類されている。

効能・性質(有さない)	製 品
・殺菌作用 ・注射により摂取する ・血液測定、放射性医薬品、腹膜透析液 ・直接的な医薬的効能を示す	・ハーブ製剤製品(ただし製造国において補助ないし代替薬品*として登録されたものを除く) *ホメオパシー薬品、アーユルヴェーダ、漢方薬等 ・ビタミン／ミネラル含有製品 ・コンビネーション製品 ・その他

■ 認可・輸出プロセス



(出所) National Health Regulatory Authority(2020) *Health Products Licensing Guideline, Version 1.0* より作成。

ハラル認証及び輸出手続き(医薬品・栄養補助食品・機能性食品等 2/2)

バーレーンに医薬品・栄養補助食品・機能性食品等を輸出する際に必要となる条件及び手続き

【健康製品申請書】

Annex I
Health products application

☒ New Registration		☐ Renewal of registration	
Part 1 – Administrative data			
Applicant's full name and address		6. Name and address of the marketing authorization holder :	
Contact information Name: Tel: Registered company (CR) number: Business name to be shown on: Address of storage premises:		7. Name and address of the manufacturer (s):	
		Bulk manufacturer	
		Primary packager	
		Secondary packager	
Batch releaser		8. Route of administration	
9. Recommended use for the product		10. Contraindications :	
11. Warnings and precautions :		12. List of materials of animals and/or human origin contained or used in the manufacturing process of the product:	
13. Shelf life		14. Recommended storage condition, any special precautions	
15. Registration status in Bahrain		I/we apply for a health product license in respect of the product for which details are provided above. It is hereby confirmed that all information relevant to the product have been supplied in the file as appropriate and they are all correct (must be filled and stamped by the company).	
1. Name of the Product:		Name of signatory	
2. Strength:		State capacity in which signed	
3. Pack Size :		Signature	
4. Name of the product in t		Date	
5. Country of Origin:			

【健康製品チェックリスト】

Annex II
Health products checklist

Application Number	Application Date	Form	Pack Size
Product name			
Company name			
Local agent Name			
Documents for registration dossier			
1. Cover letter from the local agent signed and stamped			☐
2. Cover letter from the applicant signed and stamped			☐
3. Health Product application form signed and stamped from company			☐
4. Valid Good Manufacturing Practice certificate/ Manufacturing license of the manufacturer (Legalized)			☐
5. Free sale certificate/ Product license from the country of origin (Legalized)			☐
6. Composition of the product (with exact composition per serving, source and function of each ingredient)			☐
7. Finished product specification			☐
8. Declaration of alcohol content			☐
9. Declaration of pork free content			☐
10. Declaration of presence of heavy metals and pesticides (herbal)			☐
11. List of manufacturers involved in manufacturing process along with their respective role.			☐
12. Mock-ups of outer label, inner label and package leaflet (with company signed & stamped)			☐
13. Registration sample			☐
14. Copy of valid health product shop license with CR			☐
15. Proof of payment			☐
16. All documents in (CD) along with lab documents			☐
Laboratory dossier (new registration)			
17. Lab file in CD with samples for analysis (for new registration)			☐
For internal use only			
I declare that I have received the documents as outlined in the above checklist.			
Name :		Date :	
Signature :			
Comments :			

(出所) National Health Regulatory Authority(2020) Health Products Licensing Guideline, Version 1.0